イスラエル――イノベーションハブ

ワイス＆ポラット法律事務所（Weiss, Porat & Co.）
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
ゼエブ・ワイス（Zeev Weiss）イスラエル弁護士
プリオン詩雷（Shira Prion）イスラエル弁護士
エイラム・ワイス（Eylam Weiss）イスラエル弁護士
野崎竜一弁護士、植松貴史弁護士 共著

わが国とイスラエルとの通商関係

日本およびイスラエル間の通商関係は、転換期を迎えている。近年、日本企業のイスラエルへの投資熱およびイスラエルとの取引に対する意欲の高まりが著しい。この傾向は、日本の大手企業の代表団を伴う安倍首相による昨年のイスラエル訪問およびイスラエルのネタニヤフ（Netanyahu）首相による日本訪問からも明らかである。さらに日本の茂木経済産業大臣はイスラエルを訪問し、産業研究開発分野における両省間での協力枠組みに関する覚書に署名し、最近では、両政府は、両国間の投資促進および保護に関する重要な合意に至った。

実際に、本記事の著者らは、イスラエルに対する日本の関心、イスラエルにおける日本の活動および投資がますます増大する様子を目の当たりにしている。

近年の事例では、武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品」）によるイスラエル現地子会社の設立およびアクセラレーターの始動、楽天株式会社による、イスラエルのモバイルアプリ会社であるバイバー（Viber）の９億ドルでの買収、ならびにイスラエルにおける研究開発拠点の構築を目的としたソニー株式会社によるイスラエル系のチップ開発製造業者であるアルティア・セミコンダクター（Altair Semiconductor）の買収があげられる。

武田薬品は、同じくグローバル・ヘルスケア企業であるジョンソン・エンド・ジョンソンと協同し、イスラエルにおける新興企業のためのアクセラレーターを開設した。武田薬品は、イスラエルにおいて上記投資を行うため、武田薬品およびジョンソン・エンド・ジョンソンによる資金提供のほか、政府出資その他イスラエル政府による特別プログラムによる支援を受けた。数十社もの新興企業を迎え入れることを意図するアクセラレーターにより、各新興企業は、自社への出資のうち80%をイスラエル政府の技術アクセラレーター予算により、残り20%を武田薬品およびそのパートナー企業からの拠出により、合計約200万ドルの投資資金を受領する。

上述の経済産業省およびイスラエル経済省が署名したイスラエルと日本との間の協力枠組みに関する覚書は、日本－イスラエル研究開発協力事業のもと、製品または製造過程の開発を目的とする日本企業およびイスラエル企業間の共同研究開発プロジェクトに関する政府による資金援助の機会および適切な研究開発パートナーの探索支援を日本企業およびイスラエル企業に提供することにつき定めている。

イノベーションを促進する国家としてのイスラエル

イスラエルは、「新規事業国家」として知られており、さらにそのイノベーションおよび技術能力により、シリコン・バレーに匹敵すると考えられている。過去数十年間でイスラエルは、イノベーションを促進し、新しい技術およびアイディアの創造（その多くが新興企業によるもの）を支援する環境の創出に成功している。このサポート体制の整った収益活動協調システム／エコシステムは、熟練した労働者と「既存の型」にとらわれない発想を促進する企業文化、研究開発活動に対する減税、補助金および国家支援を含む国の給付金、新興企業への資金提供を目的とするベンチャー・キャピタル業界、ならびに同国におけるイノベーションの重要性に関する公共および民間部門全体の認識によって成り立っている。これらには、イノベーション、研究開発プログラムならびに新興企業の支援および発展を目的とする、特定の法律ならびにイスラエル・イノベーション当局（Israeli Innovation Authority）および主任研究員協会（Office of the Chief Scientist）

などの公的機関および組織も含まれる。

たとえば、適格工業会社（一定以上の製品を輸出する会社等が適格工業会社とされる。）および研究開発活動を行っている企業は、５％から16％の間のより低い法人所得税率（通常の税率は25％である。）の恩恵を受けることができる。

イスラエルは、研究開発費のGDPに対する割合が最も高い国に何度もなっており、2013年には世界第１位、以下の図のとおり2014年は世界２位と高順位をキープしている。

図表１　研究開発費支出の対GDP比（%、2014年）

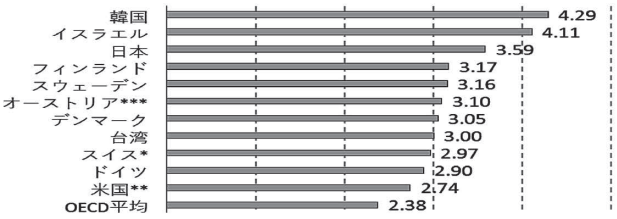

注：*2012年の統計、**2013年の統計、***2015年の統計
出所：OECD

イスラエル企業のイノベーションおよび技術力は、各種分野において次世代技術を模索する、日本企業を含む多くの外国企業を引きつけている。アクセスの仕方としては、当該企業への投資、技術買取、技術ライセンス供与といった方策がとられている。

イスラエルのハイテク企業が卓越する分野には、国土防衛・安全保障、フィンテック、モノのインターネット（IoT）、人工知能、サイバー・セキュリティー、医療機器、自動運転技術などがあるが、これらはその一部にすぎない。

イスラエルの国土防衛・安全保障業界は、世界的に認知されている。この分野のイスラエル企業は、政府や公的機関が公共の安全を維持し、対テロ対策を講じ、緊急事態に備えるためのソリューションならびに軍事用途の機器およびノウハウを開発している。イスラエルは、伝統的な国土安全保障システムならびに最新鋭の革新的な技術を輸出しており、これらは世界中で採用されている。かかるシステムの多くは、すでに2020年東京オリンピックにかかわる各種業者の注目を浴びており、そのような巨大イベントのニーズにも十分に応えうるものである。

たとえば、警備事業会社であるセコム株式会社は、2020年東京オリンピックの警備に関する公式パートナーであり、特にサイバー・セキュリティー、対テロ対策、顔認証システムおよび災害管理の分野において新しい最先端の警備技術についての情報を収集するためにイスラエルを訪問した。

イスラエル企業もまた、2020年東京オリンピックへの挑戦に協力することに前向きである。たとえば、イスラエル・エアロスペース・インダストリーズ（Israeli Aerospace Industries、以下IAI）、チェックポイント（Checkpoint）、ヴェリネット（Verinet）その他を含むイスラエルの一流サイバー企業の共同企業体は、イスラエルの首相官邸および経済省の関連当局の支援を得ながら、自己のソリューションおよびシステムを提供する場として東京オリンピックに焦点を当てている。

詐欺的行為および不審な行動・取引パターンの認識により金融犯罪およびマネーロンダリングを防止するためにも利用されるハッキング対策、およびコンピュータ制御システムなどの分野において、イスラエル企業が提供できるサービスの価値は高い評価を得ている。最近、筆者らは日本企業がイスラエルで開催されるサイバー展示会および会議に参加し、イスラエルのサイバー・ソフトウェアおよびソリューションを購入する例を目にしている。大日本印刷株式会社によるサイバー・トレーニング・プラットフォームの購入およびイスラエルにおける主力航空機メーカーのひとつであるIAIによる大日本印刷におけるサイバー戦闘チームに対する認定（当該認定は、民間企業であるIAIにより、一定のガイドラインに基づいてトレーニングされたことを示す認定である。）が例にあげられる。また、オンライン・リスク防止の分野におけるイスラエル企業の株式または社債などの購入によりイスラエル企業に投資する日本企業を見かける。たとえば、NTTドコモによるイスラエル企業であるRISKIFIEDへの投資があげられる。

その他の例としては、IoTがあげられる。Googleの取締役会長の後援を受けた米国およびイスラエル共同ベンチャー・キャピタル企業による最近の研究によると、イスラエルは、IoT業界において世界的なリーダーになりつつあるという。本研究によると、イスラエルのIoT企業は、（イスラエルにおける6000社以上の新興企業中）330社存在し、その多くがヘルス・ケア、

生命科学およびサイバー・セキュリティーなどの、イスラエルが特に得意とする実績ある分野においてIoT機能を組み込んでいる。やはりこの事実は、少なくとも部分的には、イノベーションにけん引される分野への公的機関による投資支援の枠組みが定められている法的環境によるところが大きい。

上記に照らせば、米国を含む多くの外国企業がイスラエル企業に投資し、これらを買収し、イスラエルに研究開発センターを開設することは驚きに値しないかもしれない。手段としては、株式および債券への投資、合併・買収以外にも、イスラエル企業との合弁事業、ならびに産業分野の研究開発における外国人投資家に多くの利益・便宜を提供するイスラエル政府の特別プログラムの活用を含む、さまざまな形式をとっている。これらの利益・便宜には、優遇税率および控除、現金給付、ベンチャー・キャピタル・ファンドへの特定の投資に対する特別税制措置ならびにイスラエルにおけるパートナーを探すための支援などが含まれる。

「第2のシリコン・バレー」としてのイスラエル

前述のとおり、イスラエルは、「第２のシリコン・バレー」と考えられている。多くの外国籍のグローバル企業および金融投資家にとって、イスラエルは、第１の選択肢とすら考えられている。その理由として、イスラエルの新興企業が相対的に低コスト、低価格、かつ（買収対象として）企業評価額が合理的であり、現地市場において魅力的な技術を探し求める企業および投資家の間の競争がまだそれほど激しくないという事実があげられる。さらにシリコン・バレーの企業家たちの多くがイスラエル人（または元イスラエル人）で、イスラエルの取引先と緊密な取引関係および友好関係を有していることを加味すると、なぜイスラエルの新興企業およびイスラエル人企業家たちと協働してイスラエルに合弁事業を設立することが、外国企業および投資家に、世界で最も活気のある２大ハイテク・センターを跨ぐネットワークを提供することとなるのかが理解できるだろう。

法的リスクを抑制しつつイスラエルに最初の足掛かりを築こうとする企業にとっては、イスラエル企業の単なる一株主またはイスラエルにおいて活動するベンチャー・キャピタル・ファンドの投資家にとどまることが、最初のステップとなるかもしれない。しかしさらに進んで、研究開発センター、子会社または合弁事業などを通じてイスラエルでより大きな存在感をもつことについても、イスラエルの法制度および利用可能な取引・投資ストラクチャーの多様性・安定性が、かかる進出に伴う法的リスクを軽減させるのに十分であるといえる。

最大手の多国籍企業の一部は、イスラエル企業の買収や研究開発センターの設立などを通じ、イスラエルにおいてその存在感を示している。これらの企業には、イスラエル全土にわたり、６つの拠点において従業員約10000名を擁するインテル、２つの研究開発センターを有するイスラエルの新興企業Wazeを13億ドルで買収したGoogle、イスラエルの自社研究開発センターに約1000名の従業員を擁するIBM、イスラエルの自社研究開発センターに約800名の従業員を擁するApple、約6000名の従業員を擁するHP、研究開発センターを有し、イスラエルにおいてベンチャー・キャピタル活動を行うCiscoをはじめ、Amazon、Broadcom、サムスンその他多数の企業が含まれる。イスラエルの最先端のテクノロジー企業と国際的大企業の近時の協力の例としては、先進運転支援システムの開発者であるイスラエルのMobileye、ドイツの自動車メーカーBMWおよび多国籍半導体メーカーIntelとの間における自動車の完全自動運転システムの開発のための連携がある。この先見性のある協力の目的は、「ハンズ・オフ」、「アイ・オフ」（レベル３）および「マインド・オフ」（レベル４）での自動化機能の開発のみならず、「ドライバー・オフ」すなわち車内に人間の運転手が不在の場合でも自動車が走行できる段階（レベル５）に達することにある。

イスラエルへの直接投資

図表２は、2014年に986億ドルに達した、イスラエルの対内外国直接投資残高の劇的な増加を示している。

実際に、多くの外国企業は、イスラエルを投資および活動拠点に適した国として認識している。しかし、今でもなお、他国の場合と同様、見込取引先および投資先についてデューディリジェンスや背景調査を実施し、現地のコンサルタントを雇うべきである。外国投資家は多くの場合、イスラエルの技術およびノウハウに関心を有しているため、デューディリジェンス実施の対象として、知的財産に関する事項およびその保護

図表２　Israel Inward FDI Stock

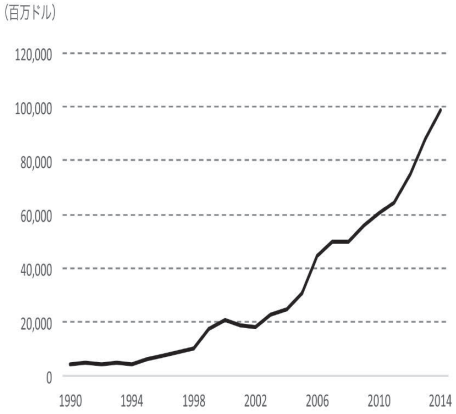

出所：UNCTAD

は特に重要である。

イスラエルにおける知的財産権保護

以下の点は、イスラエルにおいて知的財産権の保護を図るために配慮・対応すべき事項である。

①従業員およびサービス提供者との発明に係る守秘義務、非開示および譲渡契約
②顧客および供給者との守秘義務、非開示および知的財産契約
③知的財産権の登録（特許、商標、意匠など）

イスラエルは、民主的、かつ、安定した国であり、経済および法制度も安定している。知的財産を基盤とする企業に投資する際、ノウハウおよび技術（多くの場合サーバまたはデータベースに電子的に保管される情報）は、比較的容易に移転できるため、移転当事国によっては、カントリーリスク・安全性リスクが、軽減される場合もあると思われる。かかるノウハウ・技術の権利確保・移転についてはまた、知的財産に関する権利を定める適切な契約およびエスクロー取り決め（該当する場合）において定めることができる。

他国とのネットワーク

その事業の多くが輸出中心であるイスラエル企業は多くの場合、米国や欧州における国際的ネットワークを有している。かかるネットワークは、他の地中海諸国とのビジネス機会を増進するためのハブとしての機能も果たし得る。

イスラエルのイノベーション産業が生み出す利益を考慮したとき、日本企業は、米国、欧州、中国および韓国等企業に遅れをとるべきではなく、未来の技術をイスラエルに求めるべきであろう。

外国企業および多国籍企業（日本企業を含み、また大手企業から中小企業にわたる。）は、他の中東諸国において事業および運営を継続する一方で、イスラエル企業との取引およびイスラエルへの投資を行っており、イスラエル企業との協力および合弁事業で成功を収めている。

公平な競争を確保するための取り組み

また、イスラエル政府は、2013年12月に企業独占禁止法（競争の促進および独占の減少に関する法律）を制定した（なお、実際の施行は、制定後４年～６年後とされており、執筆時現在においては、未だ施行されていない。）。同法の重要な側面として、一社またはひとつの企業グループが大規模な金融事業および重要な非金融事業（今のところ、“重要な”非金融事業としか規定されておらず、かかる“重要な”が具体的にいかなる程度を指すのか、今後の実務の動向に留意する必要がある。）を同時に所有することが禁止される。そのため、多くの金融サービス事業資産が、規制が重いサービス部門であるゆえに処分されることが予想されている。大規模な非金融事業が売りに出されることもまた見込まれている。これは、（特にイスラエル市場への参入を目指す未公開株式企業にとって）M&Aの大きな機会を創り出す可能性がある。金融サービス事業は、大規模な売却の準備が整っている。同法は、大規模な金融事業および非金融事業の両方を所有する企業グループがその一方を処分する期限までの期間として、所定の期間（条件に応じて通常４年または６年）を設けている。したがって、かかる事業の買収に関与する機会はまだ開かれており、日本企業の積極的なイスラエルにおける事業拡張を期待したい。

注：上記情報は、一般論である。実際の具体的な状況または法的問題については、経験豊富な弁護士・イスラエル弁護士の助言を得るべきである。

※著者であるイスラエルにおけるワイス&ポラット法律事務所（Weiss, Porat & Co. law firm）ゼエブ・ワイス（Zeev Weiss）イスラエル弁護士**、プリオン詩雷（Shira Prion）イスラエル弁護士およびエイラム・ワイス（Eylam Weiss）イスラエル弁護士は、長年にわたって、イスラエルにおいて活動・投資を行う日本企業に助言を提供してきた経験を有している。

**ゼエブ・ワイス（Zeev Weiss）は、イスラエル・日本友好協会／商工会議所の会長である。